

きざみずい報広

【毎月15日発行】

村民の動き		編集者	笠井由春
本	前月	総務課長	泉崎村役場
世帯	1,071	発行所	ワタベ印刷所
数男女	2,834	印刷	
人口	2,859		
	5,693		



融和団躍進

福島テレビから 横断用黄旗の寄贈

福島テレビ局から道路横断用の黄色の旗五十本と容器の寄贈がありました。村では四号国道下夏針十字路に三十本、泉崎浅川線関和久四辻に二十本を配置し、横断の際に使用することにしました。

なお、幼児などが黄旗をもつて車の直前を横断をするようなことがあつては大変危険ですから、お互いに注意を払つて下さい。

八月の納税 村・県民税

納期限 八月三十一日 (第二期)

- ◎期限内納入に
ご協力ください
- ◎納税組合に
加入しましょう

子供の遊び場完成

―瀬知房地区の善意―

子どもの交通事故や非行化などが大きくとりあげられている時、地区の人々の善意によつて立派な施設のある遊び場が完成しました。瀬知房旧郷倉の隣接地の共有地二百坪を利用し、ブランコ、スベリ台、シーソー、砂場などを設備し、中央は遊戯も出来る広さがとられていきます。

又、夜間や子どもが遊ばないときは、婦人たちが腰伸しの家庭バレーボール用のポールやネットの寄贈もあり、大人も子どもも共に体力づくりが出来る云わば小型運動場が出来たと大いにはり切つています。



【出来あがつた子供の遊び場】

第二小でプール開き

第二小学校のプール開きが、水の事故をなくし、たくましい体づくりを祈つて、去る七月十五日開かれました。

式の後、白女高教諭田崎常之先生(関平出身)を始め同校選手による模範水泳法の披露があり、水面を滑るような見事な泳ぎに歓声

たくましい体にな

があがりました。

又、三神小学校長浦住先生から泳げない子を三十分で泳げるようにする指導や水の事故による人工呼吸の方法の指導があり、二小職員、幼稚園の職員、家庭教育学級生など三十名が受講しました。

【写真は浦住先生の指導】

水泳プール 使用上の注意

- ▽次の各項の一に該当する場合にはその使用を禁止する。
 - (1)教育委員会及び校長において支障があると認められたとき。
 - (2)校長の指示に従わないとき。
 - (3)水泳許可証を持たないとき。
 - (4)医師の診断により水泳を不適當と認められた者。
 - (5)伝染病疾患健康要注意者及び身体的異常を認められた者。
 - (6)水泳指導上支障があると認められたとき。
 - (7)その他緊急事態が発生したとき。
- ▽期間は毎年七月一日から八月三十一日までとする。



農業委員会委員

七月十九日で任期満了になる農業委員会委員の選挙は、全国一斉に七月十五日に行なわれることに決定されました。

村選挙管理委員会では七月八日告示し、十一日までを立候補受付期間として事務を進めて参りましたが、十一日午後五時現在、立候補者数は第一選挙区七名、第二選挙区五名の計十二名で定数を越えなかつたので、公職選挙法第百条の規定により選挙を行なわないことになりました。

選挙では十五日午前十時から役場で選挙会を開き、当選人を決定いたします。

当選人は次のとおりですが、任期は昭和四十四年七月二十日から四十七年七月十九日までとなっております。

当選者名(届出順)

◇第一選挙区	
大野 正平(43)	新 泉崎
矢内 忠宗(54)	" 踏瀬
大森 健一(52)	" 太田川
本柳 圭一(47)	" 泉崎
常盤 正清(48)	" "
中野目金四郎(43)	" "
鈴木 甲(55)	現 " "

無投票で決る

◇第二選挙区

佐川 忠作(44)	新 関和久
田崎 豪(46)	" "
荒井平次郎(52)	" 北平山
菊地 徳(59)	現 " "
兼子 平(42)	新 関和久

泉崎駅から

◇お得なキップの使い方

- ▽回数乗車券の利用
十人分の運賃で、十一人分のキップが使用できます。
- ▽十名以上のグループ旅行
指定席は二ヶ月前から予約ができます。
- ▽指定席、寝台の利用
全国各地の指定席、寝台は、泉崎駅でも買えます。
- ▽定期券の前売り
有効期間を継続する定期券は七日前から発売します。
- ▽周遊券の利用
観光地めぐりは、運賃一割引有効期間一ヶ月の特点があります。
- ▽格安な指定席料金
一月二十一日～二月二十八日
六月、九月、十一月、十二月

慶弔欄

◎出生おめでとうございます

お子様名	父名	住所
橋本 優子	一義	泉崎字離山
円谷 輝彦	信雄	北平山字山寺
佐々木靖子	紀年	踏瀬字踏瀬
田崎たか子	勝栄	関和久字上町
鈴木 浩治	広行	関和久字古寺

◎謹んでお悔み申し上げます

氏名	住所
中畑 惣一郎	泉崎字根岸15
河島 モト	関和久字下町68
穂積 イサ	関和久字北田72
田崎 チヨ	関和久字上町60

たばこは、村内で 買いましょう

●五月分のたばこ消費税として四十五万三千六百円の収入がありました。

●みなさんが村内からたばこを買っていただくことにより、たばこ消費税として村に入ってくる金額です。

●村づくりや福祉向上のため、お出かけになるときも、村内から買ってください。

△税務課

選挙人名簿の 登録方法

□住民基本台帳を中心に

公職選挙法の一部改正になり、七月二十日から選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に登録されている人だけが自動的に登録されることになりました。

これは、行政の近代化をはかるとともに、選挙人名簿の登録と住民基本台帳の記録とを制度的に結びつけることよって、選挙人名簿の登録を一層的確なものにしようとすることがねらいです。

改正の要点

1、住民基本台帳に三カ月以上記録されている人だけが選挙人名簿に登録されます。住民基本台帳にのつていない人、つまり他の町村から転入の際、届けを出さないうでいる人は、長年同じ住所に住んでいても、あるいは二十歳以上

になつても選挙人名簿に登録されません。

2、今まで選挙人名簿に登録されていた人でも、住民基本台帳にのつていない人は、七月二十日に選挙人名簿から抹消されてしまいます。

3、毎年九月一日現在で登録資格のある人(満二十歳以上で、三カ月以上の住所要件があり、選挙権を停止されていない人)を選挙管理委員会の職権で調査し、九月十日に定時登録を行ないます。

4、選挙が行なわれるときは別に基準日を定めて選挙時登録を、また登録もれを知ったときは補正登録を行ないます。

以上のように七月二十日からはあなたの名前が住民基本台帳に登録されていないと、選挙のときあなたの貴重な一票を投票することができません。まだ転入の届け出をしていない方は至急手続きをしてください。

毎月第三日曜日
・青少年に自覚を
・強くたくましい体力を

家庭の日

・働くよろこびを
・みんなで愛のひと声を
・明るい家庭を
・明るい環境を
伸びよう 伸ばそう
青少年

一日(十二月二十日)は、お一人百円で使用できます。

◇八月中出発の団体募集

- ▽北海道ユースホステルの旅
七泊八日 三一、五〇〇円
 - ▽九州ユースホステルの旅
七泊八日 三七、〇〇〇円
 - ▽出羽三山と男鹿半島めぐり
二泊三日 一三、七〇〇円
 - ▽富士登山と熱海温泉の旅
三泊四日 一〇、七〇〇円
- ※万国博覧会旅行は、お早目にお申し込み下さい。

土地などを 売つたときの税金

さいきん、土地や家屋などの不動産を売つたり、買え換えたり、道路建設などのため、取用されたりすることが多くなつております。このように土地や家屋などを譲渡したことによつて生じた利益のことを譲渡所得といい、所得税がかかります。

ことしはこの譲渡所得の課税について土地問題の解決に資するため、かなり大幅の改正が行なわれました。つまり、これまで譲渡所得は、ほかに事業所得や給与所得があれば、これらと合算して課税されていましたが、ことしの改正では、ほかの所得と分離して税金を計算することにし、長期間持っていた土地や家屋などを譲渡した場合の所得(長期譲渡所得)と短期間持っていた土地や家屋などを譲渡した所得(短期譲渡所得)とは、取扱いが相当違うことになりました。そこで譲渡所得の課税についての改正点をお知らせします。

○長期譲渡所得の課税の特例

(一) 昭和四十三年以前から持つ

ていた土地や、家屋などで、しかも五年をこえる期間持つていたもの、昭和四十五年一月一日からの昭和五十年十二月三十一日までの間に、譲渡した場合その譲渡所得に対する税額は、他の所得と分離して次の算式によつて計算し、この場合の税率は譲渡の年によつて違ふことになつております。

長期譲渡所得課税の算式

譲渡による収入金額ー(その資産の取得額+譲渡経費ー特別控除)

×税率=税額

譲渡所得の時期

昭和四十五、四十六年中 十%
昭和四十七、四十八年中 十五%
昭和四十九、五十年中 二十%

(二) 右の計算をする場合、譲渡した資産の取得費の計算についても特例が設けられ、つまり昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き持っていた資産の取得費については、譲渡による収入金額の五%相当額とし、実際の取得費が五%相当額を上回るときには、実際の取得費とすることになりました。

(三) 特別控除は次のとおり
① 取用対象事業のため土地など譲渡した場合、千二百万円
② 一般の場合、百万円

予察情報

病害虫発生

【病害】

1. 葉いもち病
発生量は半年より多く発生最盛期はやや遅く、八月一半旬〜二半旬頃と予想される。
▽予報の根拠
① 稲の生育は全般に遅れており草丈は平年並であるが茎数は少ない。
② 七月は冷涼な日や大雨があり気温は平年並からやや低く不順な天候があらわれやすい見込みである。

③ 七月一半旬まで発生が確認された地区は棚倉町。
▽防除上の注意
① 早期発見早期防除を励行する。
② 追肥の量および時期はとくに留意する。

③ 早植栽培では七月下旬から

出穂するものがあるので穂ばらみ期以降の穂いもち防除は必ず実施する。

2. 紋枯病

発生量はやや多く発生期は平年より一半旬程度遅れる見込。
▽予報の根拠
① 前年度の発生多い。

② 稲の分けつけが少ないが早植田が多いので前年程度の発生が予想される。
▽防除上の注意
① 七月中旬頃より出穂十日前頃までに有機素剤を1〜2回散布し、その後ポリオキシンの散布。

3. 白葉枯病
局所(常発地)に多発の見込、発生時期七月中旬以降。
▽予報根拠
① 過去四〜五年の発生量は少ない。
② 七月中旬から下旬に梅雨末期の大雨が予想される。
▽防除上の注意
① 常発地では七月一半旬から

なお、これらの特別控除額は、同一人について年間を通して千二百万円を限度とします。(以上)

自衛官募集中

【応募資格】

令男子が年18才以上25才未満の健全な者であれば誰でも応募できます。
◆詳細は役場総務課または(電話)自衛官郡山募集事務所へお問い合わせ下さい。(総務課)

行政相談

苦情、意見をどうぞ！
役所のことでお困りの方は、どんな小さなことでも気軽に相談におかけ下さい。都合のわるい方は手紙電話でも結構です。
▼巡回行政相談所(委員と併催)を開設します。
▼日時 八月五日(火) 午前十時 三十分より午後三時まで
▼場所 泉崎村役場

●次のところではいつでも相談に応じております。 無料・秘密
行政相談委員 田崎 政美
泉崎村大字関和久字豊内四十四

【害虫】

1. ニカメイチュウ二世世代
発生量やや多く、最盛日やや遅い。
▽予報の内容
天候予想から七月下旬の前半まで気温はやや低い見込みなので発生はやや多くなる見込。
▽防除上の注意
① 白河の最盛日八月三半旬、棚倉八月二〜三半旬。

② 葉剤散布適期は発蛾最盛日の五日後、水面施用剤は発蛾最盛日に使用する。

2. ツマグロヨコバイ
予報の内容、一世代の成虫発生が多く、三世代は稍多い見込。
▽防除上の留意点
苗代あとに発生が多いので羽化する前に防除して他移動するのを防止する。

3. ヤジロウソカ
中通りは少ない見込である。

婦人学級開講式

川崎地区農業婦人が農業生産を高め、豊かな家庭生活をするために学習し話し合う婦人学級の開講式が六月二十日公民館（幼稚園二階）で行なわれました。

開講式には県南教育事務所草野主事、中島改良普及所水野技師、本柳農協長、深谷教育委員長、小林、武田議員等が出席されそれぞれ祝辞、激励の辞を贈り、植田ヤス子さんが「今まで主人任せだった計画も今度からは相談にのれる主婦となるためにしっかりと学習します」と誓いのことばがあり、式を閉じました。

【写真は熱心に料理実習をする学級生】



婦人の学習や文部省委嘱学級の性格などについての講義が、続いて中島農業改良普及所水野技師の「これからの畑作」についての見通しなど、意欲のあがるお話に熱心にメモしていました。

今度の学級形態は学校の授業のように時間割をきめて学習してゆくもので、その骨子は①生産を高めるための学習（農業）②婦人の教養を高めるための学習（料理実習）③健康を守るための学習（体育レク）としています。この中からある一日の予定をあげてみると

九、〇〇～一一、〇〇
土壌と肥料
料理実習
一一、〇〇～一、〇〇



【写真は真剣に学習する学級生たち】

夏の疲労対策

◆休 養

きょうの疲れはきょうのうちにとりましよう。

作業間の休息は数回に分けて、短い時間を利用すると、疲れもたまらないし、回復も早く能率的です。例えば三時間作業して三十分の休憩をとるよりも、一時間働らいて十分の休みの方が効率がよいわけです。

◆睡 眠

睡眠は最大の栄養といわれています。安眠のための条件を整えましょう。また睡眠時間は各家庭の作業計画に合せ七時間は取るようにくふうしましょう。

◆栄 養

夏になると疲労も激しく汗も出るのでエネルギー消費が大きく、それだけ栄養を補給しなければなりません。しかし暑さのため食欲がなく栄養不足になりがちです。

バランスのとれた食事をとらなければなりません。

そこで油と動物性タンパク質をおおいに食べて夏バテを開放しましょう。又、夏は「酢」を使つた料理が好まれます。酢は体内の新陳代謝を盛んにし、疲労物質（乳酸）を処理し、疲れを早く取り除き明日への活動源の貯蔵に一役かつています。又、無機質のカルシウムなどを多く含むものは血液をアルカリ性にするなどの効用があり見逃すことができません。

特別給付金の支給

連合国占領軍による

被害者とその遺族

昭和二十年八月十五日から昭和二十七年四月二十八日までの間に連合国軍等の行為等によつて死亡した人の「遺族」および「障害」のある人に対して、国は目下特別給付金を支給しております。

すでに国の機関から遺族給付金または障害給付金等を受領した人に対しては請求書の提出方についてご案内済みですが、まだこれら見舞金および給付金等の支給をうけていない人は、

1. 警察署長もしくは占領年当局の発行した被害事実証明書、またはこれに準ずるもの。
 2. 国もしくは地方公共団体またはこれらに準ずる機関の記録又はその写し。
 3. 医療機関、報導機関等の記録又はその写し。
 4. 目撃者の記録、証人の証言書のいずれかの書類を準備して左記の機関に至急申し出て下さい
- なお特別給付金等の請求期限は昭和四十五年二月二十七日までとなつており、それ以後は時効によつて請求はできませんのでご注意ください。

記

仙台市北二番丁五二

仙台防衛施設局

電話二二一六一四一番号

国旗を掲げよう

祝祭日には各戸に国旗を掲げましょう。